

背景

- **刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率**（令和元年）
 93,967人 48.8%〔全国〕
 3,837人 49.7%〔千葉県〕
- **新受刑者中の再入者数及び再入者率**（令和元年）
 10,187人 58.3%〔全国〕
 419人 54.2%〔千葉県〕
- **出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率**（平成30年）
 3,396人 16.1%〔全国〕
- **保護観察終了時に無職である者の数・その割合**（令和元年）
 （成人）4,539人 30.3%〔全国〕
 161人 25.2%〔千葉県〕
 （少年）905人 8.6%〔全国〕
 54人 11.8%〔千葉県〕
- **刑務所出所時に帰住先がない者の数・その割合**（令和元年）
 3,380人 16.9%〔全国〕

※法務省提供データより

- **「再犯の防止等の推進に関する法律」の施行**
 平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が施行され、これまで国の犯罪対策の中で実施されてきた「再犯の防止」について、地方公共団体は、法の基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施することとされた。（法第4条第2項）
 また、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないとされている。（法第8条第1項）

計画のアウトライン

- 1 計画策定の趣旨**
 再犯防止に関する施策は、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたっており、その推進のためには、県をはじめ、市町村、国の司法関係機関、民間団体等、地域が一丸となって取り組む必要があることから、その取組指針として「千葉県再犯防止推進計画」を策定する。
- 2 計画の基本理念**
 法の基本理念のもと、罪を犯した人も様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」であると理解し、その人の円滑な社会復帰を県民の協力を得ながら地域で支えることを通じて再犯を防ぎ、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図る。
 また、更生支援の施策は、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うものとし、その上で罪を犯した人を地域社会の一員として迎え、支え合うことにより、「誰もが暮らしやすい千葉県づくり」を推進する。
- 3 計画の位置付け及び対象者**
 「千葉県再犯防止推進計画」は、法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画とする。
 また、本計画の対象者は、法第2条第1項の規定に基づく「犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている者のほか、微罪処分となった者、起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者を含むものとする。
- 4 計画の期間**
 令和3年度から令和7年度の5年間とする。千葉県再犯防止推進モデル事業（平成30年度から令和2年度まで）終了後、速やかに策定作業に着手。
 国の再犯防止推進計画の計画期間が平成30年度から令和4年度までであることから、今後の国の取組や国の次期計画を踏まえ、必要に応じ、中間年を目途に見直しを実施する。
- 5 計画の策定体制**
 計画策定の協議の場として、学識経験者、更生保護団体、相談支援機関及び国・市・県等の関係機関からなる協議会を設置する。
- 6 計画の策定スケジュール**
 ・計画策定に向けた方針（重点課題）の決定【令和3年2月】
 ・計画案の作成【3月～8月】
 ・計画の決定、公表【9月】

重点課題の検討

【社会復帰に向けた包括的支援体制の整備】（千葉県独自の重点課題）

1 犯罪をした者等に対する切れ目のない生活支援等の推進のための取組

犯罪をした者等が刑事司法手続を経た後、安定した地域生活を送ることができるよう、支援を必要とする者に対する「切れ目のない生活支援」を実現するため、国の司法関係機関と県の福祉関係機関の連携により、釈放前に本人の状態や支援ニーズを把握し、釈放後、ただちに生活支援につなげていくことができる体制を構築

- （対象者像）**
- ・社会から切り離されることにより孤立する人（住まいや仕事の喪失）
 - ・家族や親族を頼れない人（関係性の悪化、家族自体に課題）
 - ・相談する力の弱い人、セルフ・ネグレクト
 - ・発達上の課題や精神疾患のある人

- （取組課題）**
- ・要支援対象者の抽出（スクリーニング）
 - ・社会に出る前段階での福祉的支援ニーズの把握（アセスメント）
 - ・社会復帰のための生活支援体制の整備（伴走型支援、チーム支援等）

- （主な取組）**
- ・国（矯正施設等）と地方（福祉機関等）の連携による相談支援体制の構築
 - ・地域生活定着支援センターによる取組
 - ・中核地域生活支援センターによる取組

2 民間団体、国、市町村、県との連携強化等のための取組

- ・更生支援を推進するための県内関係者による協議の場の設置・運営
- ・更生支援の各分野との連携の強化（警察、検察、矯正、保護）
- ・県の他の計画との連携（地域福祉支援計画、青少年総合プラン、賃貸住宅供給促進計画等）
- ・地域の関係機関・団体に対する情報提供等

【個別課題の解決に向けた重点課題3～7】

3 社会における居場所の確保等のための取組

- （1）就労等の確保に向けた相談・支援等の充実
 - ・一般就労 ・福祉的就労 ・日中活動先、所属先
- （2）住居の確保等
 - ・賃貸住宅への入居支援 等

4 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- （1）高齢者又は障害者等への支援等
- （2）薬物依存を有する者への支援等
- （3）適切な医療を必要とする者への支援等

5 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

- （1）児童生徒の非行の未然防止等
- （2）学校等と連携した立ち直り支援
- （3）学校や地域社会において再び学ぶための支援

6 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- （1）少年・若年者に対する支援等（児童福祉との連携強化）
- （2）女性の抱える問題に応じた支援等
- （3）発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等

7 民間協力者の活動の促進等、広報啓発活動の推進等のための取組

- （1）民間協力者の活動の促進等
- （2）広報・啓発活動の推進等

【重点課題の整理】

これまでのモデル事業の成果を活かし、「社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」を千葉県における再犯防止推進計画の柱とする。
 また、「個別課題の解決に向けた重点課題」については、国と地方の役割分担を踏まえ、今後の計画策定作業において検討を加える。